

一、口米一石ニ付而二升宛、其外役米一切不可出候事。
 一、京升を以年貢米可致納所候。うりかひも同升たるべき事。

一、年貢米五里は百姓として可相届候。其外は代官、給人として可被持事。

慶長三年六月廿八日 朽木河内守(元綱) 在判

(本文書の越前國北袋西山の内新保村といへるは、今の加賀能美郡新丸村新保なり。)

七月廿三日。前田利家、在能登の今井彦右衛門に、山税に關して令す。

【三輪文書】

二二四三

能登國山地子錢之事

一、いづれの郡にても、馬五疋有之上は、二疋も三疋も所によつて多少可有之候。

一、いづれの郡にても、おしなべて馬には百文、人には五十文づゝたるべき事。

一、山入にて、しば・薪のうりかひもなき所にては、馬ニ

六十文、人ニ三十文ほどづゝたる事。

一、長木・用木出候在所は各別ニ候。其ほどは見はからひ可申付事。

一、在所のおとな百姓以下の屋敷つゞき林なども、長木の出候所同前に可申付候。

一、寺・道場・あぜち・商人・後家などの家は、三十文計づつ可申付候。但いづれも念を入候はで、大ながしに仕候ては、いかほどと申候ても不入事候。かたく可申遣候以上。

慶長三年
七月廿三日

前田利家
在判

今井彦右殿

(本文書を利長とするものあれども、模寫に印影の輪廓を楕圓とするが故に利家なるべし。)

七月。豊臣秀吉の奉行林傳右衛門尉、能美郡林村に檢地帳を與ふ。

【矢田野村文書】 江沼郡

二二四四

賀州能美郡林村御檢地沙汰置覺書

田畠屋敷荒共ニ合而二十三町四反七畝八歩

分米都合三百三十九石六斗一升一合

右今度御檢地之上を以相定條々

一、六尺三寸之棹を以、五間六十間、三百歩一反に相究事。

一、田畠並在所之上中下能見届、斗代相定事。

一、口米一石ニ付而二升づゝ、其外役米一切不可出事。

一、京升を以年貢納所可致候。賣買も可爲同升事。

一、年貢米五里爲百姓可相届、其外は爲代官給人可被持之事。

慶長三 七月 日

林傳右衛門尉

はやし村惣百姓中

(能美郡林村は今江沼郡に屬す。)

八月五日。豊臣秀吉、前田利家等に、子秀頼を託す。

【毛利家文書】

二二四五

返々秀より事たのみ申候。五人のしゆたのみ申候。

いさい五人の物ニ申さし候。なごりおしく候。以上。

秀より事なりたち候やうに、此かきつけ候しゆとしてたのみ申候。なに事も此ほかにとおもひのこす事なく候と。

慶長三年
八月五日

豊臣
吉 在判

(徳川家康)

いへやま

(前田利家)

ちくぜん

(毛利輝元)

てるもと

(上杉景勝)

かげかつ

(宇喜多秀家)

秀いへ

【國初遺文】

二二四六

敬白天罰靈社上卷起請文前書之事

一、奉對秀頼様御奉公之儀、太閤様御同前仕、不可存